

◆ ◆武蔵野市防災課よりご案内◆ ◆

ブロック塀等の改善に対する補助制度

みなさんの所有するブロック塀等は安全ですか！
危険と思われるブロック塀等の改善に対する補助金制度があります。

◎ 補助金申請する場合は、**工事を開始する10日以上前**に防災課へ連絡してください。

みなさんの所有するブロック塀等はいかがですか？

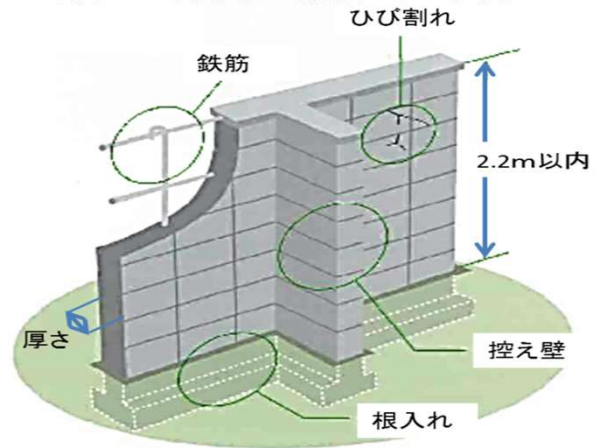
ブロック塀等の維持管理は、所有者・管理者が行うことが基本です。他人に損害を与えてしまった場合、自然災害による事故であっても、責任が生じる場合があります。

いざという時に備えて下記項目で点検、改善しましょう！

☑チェックポイント

以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や不明なことがあれば専門家に相談しましょう。

- 1. 塀の高さは道路から2.2m以下か
- 2. 塀の厚さは10cm以上か
 - 塀の高さが2.2m以上の場合は15cm以上。
- 3. 控え壁はあるか(塀の高さが1.2m超の場合)
 - 塀の長さ3.4mごとに、壁の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。(T字型、L字型)
- 4. コンクリートの基礎があるか
- 5. 塀に傾き、ひび割れ、破損等はないか
- ※ 塀に鉄筋は入っているか



○ 出展：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会2013.1より一部改

対象条件

以下の①～③を全て満たすもの

- ① 一般の方が通行および通り抜けできる市内の道路に平行に建っているもの。
- ② コンクリートブロック、コンクリートパネル、石材等で建築されたもの。
- ③ **ブロック塀等の高さが1.2m以上**で、市の調査により危険と判断されたもの。

補助の種類と金額

☆ブロック塀等の改修（撤去＋新設）

⇒ 16,000円/m (上限：80m 128万円)

☆ブロック塀等の撤去

⇒ 8,000円/m (上限：80m 64万円)

☆ブロック塀等の補強

⇒ 8,000円/m (上限：40m 32万円)

その他

- 武蔵野市では大谷石塀、万年塀も対象といたします。
- 補強でブロック塀を残す場合に、ブロック塀だけの高さが0.7m～1.2m残る場合は控え壁を設置する。(武蔵野市ブロック塀等改善基準記載)
- 1m未満の端数がある場合は、1mに切上げて計算する。(例：5.5m→6m)
- 補助金決定年度の属する**2月末までに「完了届」を必ずご提出**ください。
(注意：提出日によっては補助金が支給できない場合があります)
- 隣地との境界塀は「**対象外**」となります。

裏側有

ブロック塀等改善補助制度の流れ

必ず工事開始10日以上前にご連絡をお願いします。 工事開始後の申請は出来ません。
申請から補助金交付までの流れは下記をご参照ください。

①防災課に連絡【申請者などが連絡】

武蔵野市防災課（☎0422-60-1821）にご連絡ください。
制度の説明と対象となる塀か否かを現地等でご説明します。

②申請書の提出【申請者などが提出】

ブロック塀等の**工事開始10日以上前**に、下記書類をご提出ください。
《提出書類》

- ①ブロック塀等改善補助金交付申請書
- ②工事の見積書、仕様書（使用部材のカタログのコピー）、立面図（寸法入）
- ※登記簿の写し（申請者が法人の場合のみ）
- 申請書は防災課窓口、または市ホームページでダウンロードできます。

③防災課が現状調査【防災課が調査】

防災課職員がブロック塀等の現状調査を行います。

④審査後、決定通知書他の送付【防災課が審査・発送】

審査の結果、補助対象となった場合は「補助金決定通知書」と工事後に、
ご提出いただく書類を送付いたします。
※補助金対象として難しい場合は電話にてご連絡いたします。

⑤工事開始【申請者などが依頼した施工業者】

補助金決定通知書を受け取ったら、工事を開始してください。

⑥完了届の提出【申請者などが提出】

工事完了後「**10日以内**」に下記書類を提出してください。
《提出書類》

- ①ブロック塀等改善工事完了届 ②請求書 ③振込依頼書

注意：補助金決定年度の属する2月末日までに必ず上記①～③の書類を提出してください。2月末日以降の提出だと補助金が支給できない場合があります。（2月末日以降の提出になる場合は事前に要連絡）

⑦完了確認【防災課が確認】

防災課職員が工事完了したブロック塀等の現状確認を行います。

⑧補助金の振り込み【武蔵野市会計課が振込】

工事完了確認後、40日以内にご指定の口座に振り込みます。

【お問い合わせ先】

武蔵野市 防災安全部防災課

☎0422-60-1821（直通）



← 市ホームページ
こちらのページより、申請書の
書式をダウンロードできます。
※ 市政センターで申請書の提出は
出来ません。